

九州大学低温センター寒剤等利用規程

平成19年度九大規程第15号
制定：平成19年10月1日
最終改正：令和2年3月31日
(令和元年度九大規程第129号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学低温センター（以下「センター」という。）が供給する液体ヘリウム及び液体窒素（以下「寒剤」という。）並びにセンターが保有する貸出用寒剤容器（以下「寒剤容器」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 寒剤及び寒剤容器を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）の教員
- (2) 本学の学生で、寒剤の利用につき指導教員の承認を得ているもの
- (3) その他センターの長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めたる者

(利用手続)

第3条 液体ヘリウムを利用しようとする者は、供給を受けようとする日の前日（当該日が休日に当たるときは、その前日）の午前12時までに、寒剤発注・管理システムにより予約をしなければならない。

2 液体窒素を利用しようとする者は、寒剤発注・管理システムにより予約をしなければならない。ただし、病院地区については、寒剤請求票をセンターに提出し、供給を受けるものとする。

3 寒剤容器を利用しようとする者は、寒剤容器の受渡しを希望する日の前日（当該日が休日に当たるときは、その前日）の午前12時までに予約をしなければならない。

(日時)

第4条 寒剤の供給及び寒剤容器の受渡しは、月曜日から金曜日（休日を除く。）の所定の時間内に行うものとする。

(ヘリウムガスの回収等)

第5条 利用者は、液体ヘリウムの利用により生じたヘリウムガスを回収し、速やかにセンターに返却するものとする。

- 2 利用者は、前項の回収及び返却に当たっては、センターの職員の指示に従うものとする。
- 3 利用者は、その責に帰すべき事由により、ヘリウムガスを著しく消耗したとき、又はヘリウムガスに不純物を混入させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 利用者は、ヘリウムガスの回収が不可能となる特別な方法により液体ヘリウムを利用する場合は、あらかじめ、センター長の許可を受けるものとする。

(寒剤容器の故障及び保守に係る費用)

第6条 寒剤容器の故障及び保守に係る費用は、センターの予算により負担する。

(損害賠償)

第7条 寒剤容器を利用した者は、故意又は重大な過失により当該寒剤容器を紛失、故障又は損傷させたときは、前条の規定に変わらぬ、その損害を賠償しなければならない。

(利用料)

第8条 寒剤を利用した者は、別表第1に掲げる利用料を納付しなければならない。

- 2 寒剤容器を利用した者は、別表第2に掲げる利用料を納付しなければならない。
- 3 本学の各部局等で利用する場合の利用料の納付は、経費の振替等により行うものとする。

(適正利用)

第9条 利用者は、寒剤及び寒剤容器の利用に当たっては、関係法令及び本学の諸規則を遵守し、適正に利用しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、寒剤及び寒剤容器の利用に関し必要な事項は、センタ

一長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第85号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第29号）

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第78号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第108号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第84号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第129号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第8条第1項関係）

寒剤の種類等	利用料（1リットル当たり）
液体ヘリウム	600円
液体窒素（伊都地区）	75円
液体窒素（病院地区）	85円

別表第2（第8条第2項関係）

(1) 液体ヘリウム容器

内容積	利用料（1日当たり）
100リットル未満	740円
100リットル以上250リットル未満	1,200円
250リットル以上	2,600円

(2) 液体窒素容器

内容積	利用料（1日当たり）
50リットル未満	140円
50リットル以上250リットル未満	390円
250リットル以上	930円